

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町6丁目3番地2
株式会社TASAKI
取締役兼代表執行役社長 田 島 寿 一

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って平成29年1月27日（金曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年1月30日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 神戸市中央区港島中町6丁目3番地2 当社TASAKIビル2階ホール |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第59期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人 及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第59期（平成27年11月1日から平成28年10月31日まで） 計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 補欠取締役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 株主ではない代理人及び同伴の方等、株主様以外の方は本総会にご出席いただけませんので、ご注意願います。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 定時株主総会招集に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.tasaki.co.jp/corporate>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.tasaki.co.jp/corporate>）において掲載することにより、お知らせいたします。

議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記 3 つの方法がございます。



● 株主総会へのご出席

株主総会開催日時

平成29年1月30日（月曜日）午前10時
<受付は午前9時に開始いたします>

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。



● 郵送によるご行使

行使期限

平成29年1月27日（金曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。



● インターネット等によるご行使

行使期限

平成29年1月27日（金曜日）午後6時送信分まで

当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使サイト URL】 <http://www.web54.net>

※一部のインターネット閲覧ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません。

▶ インターネット等による議決権ご行使の詳細につきましては次ページをご参照ください。

【インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ】

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）

 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使の取扱いについて

- (1) インターネット等により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年1月27日（金曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネット等により議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b)PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®又は、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード ②EZweb ③Yahoo!ケータイ

※i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご投票としてお取扱いたします。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

☎ 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第59期 事業報告

(自平成27年11月1日
至平成28年10月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、前年度に引き続き「COLLECTION LINE」をはじめとするTASAKIを代表する商品、真珠及びダイヤモンドの定番商品並びにブライダル商品が堅調に推移いたしました。国内売上は、期初のクリスマス商戦が順調に推移した後、期中においては小売市場の景況感が厳しい状況が続きましたが、旗艦店である銀座本店及び新規百貨店店舗における継続的な顧客づくりの取り組みにより、売上高は前連結会計年度を上回りました。新たに出店した阪急うめだ本店、名古屋松坂屋店及び姫路山陽店並びに移転改装を施した大丸心齋橋店、丸井今井札幌本店及び熊本鶴屋店における新規顧客の獲得及び既存顧客との関係強化も相まって、ホームマーケットである日本国内におけるブランド浸透をより強固なものとすることができました。

海外においては、アジア地域におけるブランド浸透が進むとともにヨーロッパでの店舗展開を拡張いたしました。上海の複合商業施設である香港広場に新たに中国最大規模を誇る旗艦店「TASAKI Shanghai Hong Kong Plaza Flagship Store」をオープンすることで、中国における旗艦店網の増強とともに同国国内小売売上の成長を牽引した結果、韓国・台湾における堅調な業績と合わせてアジア3カ国での営業黒字を達成いたしました。パリにおいては世界最高峰のホテルのひとつであるリッツパリー内ギャラリーの中心部にパリ2店舗目となる直営ブティック店舗「TASAKI au Ritz Paris Boutique」をオープンいたしました。アジア及びヨーロッパにおける店舗ネットワークの再構築及び拡張によって、TASAKIブランドの世界観を更に多くの方々に認知していただくことができました。

商品展開においては、ハイジュエリー商品の強化と商品ラインナップの拡張を行いました。リッツパリとのパートナーシップのもと誕生した「RITZ PARIS par TASAKI」は、モダンで洗練されたラグジュアリーの世界観を表現したハイジュエリーコレクションとして、パリの直営店舗を中心に世界に発信してまいります。また、前年より展開を開始した高級腕時計コレクション「TASAKI TIMEPIECES」に加え、スペインの高級レザーブランドRELIQUIAE（レリキアエ）とのコラボレーションで生まれた新レザーグッズコレクション「TASAKI por RELIQUIAE」の販売を開始いたしました。商品ラインナップの拡張は、ブランド表現の幅を広げると

もに顧客層の拡大に寄与するものとして取り組みを進めております。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高は222億76百万円（前年同期比6.2%増）、営業利益は26億64百万円（前年同期比4.3%増）、経常利益は22億31百万円（前年同期比8.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億13百万円（前年同期比39.9%減）となりました。また、当社グループの経営指標として重要視しておりますEBITDA（※）は、32億2百万円（前年同期比5.6%増）となりました。

※EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋その他償却費＋現金流出を伴わない費用

次にセグメントの業績をご報告申し上げます。

<小売事業>

小売事業につきましては、上記のとおりブランド戦略がより明確に効果を表した事等により、当連結会計年度の売上高は185億7百万円（前年同期比2.8%増）、セグメント利益は17億96百万円（前年同期比2.1%減）となりました。

<卸売事業>

卸売事業につきましては、ミャンマー産南洋真珠入札会が品質の高さにより伸長したこと等により、当連結会計年度の売上高は37億69百万円（前年同期比26.9%増）、セグメント利益は8億76百万円（前年同期比18.6%増）となりました。

企業集団のセグメント売上高

（単位：百万円）

| 期 別 | セグメント別 | 小 売 事 業 | 卸 売 事 業 | 計 |
|--------|---|----------|-----------|----------|
| | 第59期 〔自平成27年11月1日〕 〔至平成28年10月31日〕 | 18,507 | 3,769 | 22,276 |
| | 第58期 〔自平成26年11月1日〕 〔至平成27年10月31日〕 | 17,997 | 2,969 | 20,966 |
| 前 増 | 年 減 比 額 | 510 | 799 | 1,309 |
| 前 増 | 年 減 比 率 | % 2.8 | % 26.9 | % 6.2 |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は6億22百万円であります。その主なものは、工芸用の原型作成費用57百万円及び社内販売システムの開発費30百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする融資契約にて、運転資金枠として30億円を設定いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは素材の生産・仕入から商品開発・デザイン、製品の加工・工芸、販売までを一貫して手掛けるビジネスモデルを有し、ものづくりの伝統とデザインの革新性を両立したジュエリーブランドとして市場で高い評価を獲得しているものと認識しております。他方、当社グループを取り巻く市場環境については、国内ジュエリー小売市場規模では、富裕層を中心とした高額品消費の伸長、アジア諸国からの訪日外国人の増加や「ジャパン・クオリティ」への注目度の高まり等を背景に、更なる拡大を見込んでおります。加えて、世界におけるジュエリー小売市場でも、アジアにおける高い成長が牽引し、国内市場以上の成長を見込んでおります。かかる状況を踏まえ、当社グループは次のような戦略を掲げ、更なる成長機会の実現を推し進め、当社グループの企業価値の最大化を目指してまいります。

① 新中期経営戦略の推進

a. 日本国内における小売売上拡大（継続的なマーケティング活動によるブランド浸透の推進と百貨店チャネルでのポジショニング向上）

当社グループが提案するCreativity（創造性）を具現化したビジュアルやブランドメッセージの継続的な訴求により、革新的でかつ洗練されたジュエリーを提供するブランドとしてのポジショニングを確立してまいりました。今後もこの活動を継続し、ラグジュアリーブランドとしての位置づけを確たるものとするとともに、確かなQuality（品質）、独創性溢れるCreativity（創造性）、卓越したCraftsmanship（工芸）からなる、当社グループならではの価値を提供することによって、より広くより深いブランド浸透を実現すべく推進してまいります。

当社グループは、主要百貨店に販売チャネルを構えることで、ブランドの浸透を図りながら成長を遂げてまいりました。一方で、未だ進出地区が全国主要都市の一部百貨店に留まることから、将来の出店余地を残しております。

今後も主力販売チャネルとして注力する方針を継続し、未出店の百貨店への新規出店及び既存店においても高い売上高水準と坪効率を達成することにより、ブティック店舗（三方向を壁で囲われた独立した常設店舗）化を実現するとともに、売場面積拡大に伴う高額商品や新商材を投入する等商品ラインナップの拡充による売上高増加と店舗効率の更なる改善を目指します。

b. グローバル展開の推進（海外市場での本格的ブランディング投資とインバウンド需要の取込み）

当社グループは、中国・韓国・台湾を中心とした東アジア各国において、日本国内同様のブランド展開と店舗展開を図り、中国では4つの旗艦店を展開しておりますが、今後は店舗のスクラップ&ビルドを進め、上海・北京における主要百貨店やモールを中心とした店舗展開へのシフトに加え、重慶・成都・香港での拠点を拡充することにより、売上高の増加を計画しております。また、欧米地域においては平成26年2月にTASAKI FRANCE S. A. S. を設立し、ファッションの中心地であるパリの老舗百貨店Le Bon Marché Rive Gauche及び世界最高峰のホテルのひとつであるリッツパリーに直営店を出店しております。平成28年6月にはTASAKI UK LTD. を設立いたしました。今後は、パリ・ロンドンを中心とした欧州における店舗展開を進めることで、ブランドの浸透と売上高の増加を図る所存です。また、近年、訪日外国人によるインバウンド消費は重要な販売機会となっており、当社グループにおいても、訪日外国人向け媒体におけるブランド広告の露出、外国語での応対ができる人員の配置及び外国人顧客の獲得への注力等施策を講じてまいります。

c. 新商材への展開

ブランド改革によってブランド力が向上したことで、ジュエリー以外の商材についても顧客からの支持を受けやすくなり、新商材の展開が可能となっている中、当社グループは、主力商品である真珠・ダイヤモンド等のジュエリー以外に、高級腕時計コレクション・レザーグッズ・メンズコレクション・ギフトアイテムの展開等、ブランドとしての価値を更に高めていく戦略を志向しております。

② 在庫の適正化

当社グループは、引き続き、在庫内容・在庫金額の分析・検討を行い、市場の需要にリンクさせるよう在庫の適正化を推進してまいります。

③ 内部統制・コンプライアンス・コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、内部統制報告制度を導入しており、これに基づき、社内における統制・遵法を更に強化整備することを課題として取り組んでまいります。

また、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題のひとつとしてとらえ

ており、経営の透明化・効率化を通して、企業価値の向上を目指しております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 期 別 項 目 | 第56期 (平成25年10月期) | 第57期 (平成26年10月期) | 第58期 (平成27年10月期) | 第59期 当連結会計年度 (平成28年10月期) |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(千円) | 16,589,453 | 19,036,534 | 20,966,633 | 22,276,568 |
| 経 常 利 益(千円) | 163,749 | 1,514,956 | 2,436,804 | 2,231,127 |
| 親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円) | 435,436 | 1,151,113 | 3,348,832 | 2,013,827 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 24.74 | 65.41 | 204.20 | 147.20 |
| 総 資 産(千円) | 19,464,965 | 20,782,588 | 23,743,075 | 23,495,605 |
| 純 資 産(千円) | 12,150,958 | 13,469,129 | 7,267,542 | 8,259,621 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 680.66 | 753.25 | 524.29 | 591.89 |

- (注) 1. 第56期及び第57期においては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)に従い、転換仮定方式に準じて算定された株式数(期末優先株式数に転換比率4を乗じて算定された株式数)を、普通株式数に加えて、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 第58期における純資産額の大幅な減少及び1株当たり純資産額の大幅な低下は、平成27年7月17日に自己株式の取得(取得株式の総数4,347,800株、取得価額の総額9,999,940,000円)を行ったことによるものであります。
3. 当社は、当連結会計年度より「業績連動型株式報酬制度」を設定しており、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

| 名 称 | 資 本 金 | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|--------------------------|--------------------|-----------|-------------------|
| 有限会社あこや真珠養殖所 | 千円 3,000 | % 83.3 | 真 珠 ・ 母 貝 の 養 殖 |
| 田 崎 股 份 有 限 公 司 | 千ニュー台湾ドル 20,000 | 100.0 | 宝 飾 品 の 小 売 販 売 業 |
| 塔 思 琦 (香 港) 有 限 公 司 | 千香港ドル 10,435 | 100.0 | 宝 飾 品 の 小 売 販 売 業 |
| 田 崎 珠 宝 (上 海) 有 限 公 司 | 千米ドル 5,000 | 100.0 | 宝 飾 品 の 加 工 |
| MYANMAR TASAKI CO., LTD. | 千米ドル 8,303 | 100.0 | 南 洋 真 珠 の 養 殖 |
| TASAKI KOREA Co., Ltd. | 千ウォン 1,423,990 | 100.0 | 宝 飾 品 の 小 売 販 売 業 |
| 塔 思 琦 (上 海) 商 業 有 限 公 司 | 千米ドル 2,740 | 100.0 | 宝 飾 品 の 小 売 販 売 業 |
| TASAKI FRANCE S. A. S. | ユーロ 70,000 | 100.0 | 宝 飾 品 の 小 売 販 売 業 |
| TASAKI UK LTD. | ポンド 20,000 | 100.0 | 宝 飾 品 の 小 売 販 売 業 |

(注) TASAKI UK LTD. を当連結会計年度において新たに設立しております。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント (平成28年10月31日現在)

① 小売事業…店舗販売・展示会販売・外商販売等

② 卸売事業…国内卸売・海外卸売等

(8) 企業集団の主要拠点等（平成28年10月31日現在）

① 当社の主要な営業所及び工場

| | | | |
|---|---|-----------------------|------------------|
| 本 | 社 | TASAKIビル（神戸市中央区） | |
| 工 | 場 | TASAKIジュエリービル（神戸市中央区） | |
| 養 | 殖 | 場 | 九十九島養殖場（長崎県佐世保市） |
| 店 | 舗 | 銀座本店（東京都中央区） | |
| | | 紀尾井町店（東京都千代田区） | |
| | | 本町ガーデンシティ店（大阪市中央区） | |
| | | 神戸本店（神戸市中央区） | |
| | | アクロス店（福岡市中央区） | |

② 主要な子会社の営業所及び工場

| | |
|--------------------------|-----------------|
| 田崎珠宝（上海）有限公司 | 中国上海市 |
| 塔思琦（上海）商業有限公司 | 中国上海市 |
| MYANMAR TASAKI CO., LTD. | Yangon, Myanmar |

(9) 企業集団の使用人の状況（平成28年10月31日現在）

| セグメントの名称 | 使用人数（人） | 前期末比増減（人） |
|----------|-----------|-----------|
| 小売事業 | 935（81） | -4（-3） |
| 卸売事業 | 323（9） | +29（+2） |
| 全社共通 | 64（4） | +15（+1） |
| 合計 | 1,322（94） | +40（0） |

（注）使用人数は就業人員であり、臨時使用人は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年10月31日現在）

| 借入先 | 借入残高 |
|------------|-----------------|
| 株式会社三井住友銀行 | 千円 9,900,000 |

（注）借入残高は、借入先をアレンジャーとするシンジケートローンによるものであります。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年10月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,780,566株
- (3) 株主数 13,911名
- (4) 上位10名の株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---|-------------|-----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 千株 1,073 | % 7.75 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 954 | 6.89 |
| SUN HUNG KAI INVESTMENT SERVICES LIMITED-SEGREGATED CLIENT A/C | 808 | 5.84 |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/GF SECURITIES HK | 795 | 5.75 |
| CBHK-GUOTAI JUNAN SECURITIES(HONG KONG) LIMITED-CLIENT ACCOUNT | 610 | 4.41 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL | 514 | 3.71 |
| CHASE MANHATTAN BANK GTSCLIENTS ACCOUNT ESCROW | 190 | 1.37 |
| 野村信託銀行株式会社（投信口） | 183 | 1.32 |
| J P MORGAN CHASE BANK 380621 | 182 | 1.32 |
| RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE-UCITS CLIENTS ACCOUNT | 180 | 1.30 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,939千株保有しておりますが、上記上位10名の株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式3,939千株を控除して計算しております。
3. 持株比率は、業績連動型株式報酬制度導入に伴い日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が所有する84千株を含めて計算しております。

(5) その他株式会社の株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において会社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

執行役の保有する新株予約権等

| 発行日 | 新株予約権等の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 | 発行価額 | 行使価額 | 行使期間 |
|--------------------|----------|------------------|------|------|---------------|----------------------------|
| 平成24年2月1日 (第2回) | 260個 | 普通株式 26,000株 | 3名 | 無償 | 1株当たり 600円 | 平成24年4月1日から 平成31年1月末日まで |
| 平成24年2月1日 (第3回) | 3,996個 | 普通株式 399,600株 | 5名 | 無償 | 1株当たり 600円 | 平成26年2月1日から 平成31年1月末日まで |

(注) 新株予約権等1個につき付与される普通株式の数は100株であります。

- (2) 当事業年度中に使用人等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等

① 取締役

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|--------------------------------------|---|
| 田島 寿一 | 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 | |
| 小川 崇亨 | 取締役 | TASAKI FRANCE S. A. S. 取締役 TASAKI UK LTD. 取締役 |
| 飯田 隆也 | 取締役 | 塔思琦（香港）有限公司 董事長 |
| 山田 芳一 | 取締役 | 塔思琦（上海）商業有限公司 董事長 |
| Dannenberg Andreas Johannes (ダンネンバーグ・アンド レアス・ヨハネス) | 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 監査委員会委員 | アド・メディア株式会社代表取締役 トライメディア株式会社代表取締役 サイバー・メディア株式会社代表取締役 アド・イベント株式会社代表取締役 アド・エクイティ株式会社代表取締役 AD-Asia株式会社代表取締役 アド・コムグループ株式会社代表取締役 ブランド・ヴィジョン株式会社代表取締役 AD COMM GROUP LIMITED(香港) 代表取締役 アド・メッド株式会社代表取締役 株式会社Luxury Forum Japan代表取締役 |
| 石澤 哲郎 | 取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員 監査委員会委員 | 株式会社セントラルメディカルサポート代表取締役 |
| 米澤 幸夫 | 取締役 監査委員会委員 | 株式会社ワイ・ネットプランニング代表取締役 杉野服飾大学特任教授 |

- (注) 1. 取締役ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス、石澤哲郎及び米澤幸夫の3氏は社外取締役であります。また、取締役ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス氏及び石澤哲郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス氏の兼職先であるアド・コムグループ株式会社との間において、就任前である平成27年に広告出稿等の委託取引がございました。なお、その他の兼職先と当社グループとの間に取引関係はございません。また、取締役石澤哲郎及び米澤幸夫の2氏の兼職先と当社グループとの間に取引関係はございません。
3. 当事業年度中に就任した取締役
平成28年1月28日開催の第58期定時株主総会において、新たに、山田芳一、太田垣立郎、ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス及び石澤哲郎の4氏は取締役に選任され就任いたしました。
平成28年5月12日開催の臨時株主総会において、新たに、米澤幸夫氏は取締役に選任され就任いたしました。
4. 当事業年度中に退任した取締役
平成28年1月28日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって、取締役鈴木莊平、加笠研一郎、キム・マイケル、ブー・ジェイ、池田大輔及び砂川伸幸の6氏は任期満了により退

任いたしました。

平成28年2月29日、取締役太田垣立郎氏は逝去により退任いたしました。退任時の地位及び担当は、指名委員会委員・監査委員会委員、重要な兼職の状況は、九州電力株式会社監査役でありました。

5. 田島寿一、小川崇亨、飯田隆也及び山田芳一の4氏は執行役を兼務しております。
6. 当社は、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する方針」に則り、委員会事務局より適宜情報共有及び報告を行っておりますとともに監査委員からの質問には速やかに回答する体制であり、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保していることから、常勤の監査委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとするとの契約を締結しております。

③ 執行役

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|------|--|--|
| 田島寿一 | 代表執行役社長 CEO 営業本部ディレクター | |
| 小川崇亨 | 執行役副社長 COO 海外営業本部兼 ヨーロッパ&アメリカ 部門ディレクター | TASAKI FRANCE S. A. S. 取締役 TASAKI UK LTD. 取締役 |
| 飯田隆也 | 専務執行役 CFO 管理本部ディレクター | 塔思琦（香港）有限公司董事長 |
| 山田芳一 | 専務執行役 CMO マーケティング&マーチャン ダイジング本部ディレクター | 塔思琦（上海）商業有限公司董事長 |
| 有上正博 | 常務執行役 営業本部東日本 小売部門ディレクター | 田崎股份有限公司董事長 |
| 田崎将大 | 生産本部兼営業本部 ホールセール部門兼 海外営業本部アジア& パシフィック部門ディレクター | TASAKI KOREA Co., Ltd. 代表理事 有限会社あこや真珠養殖所代表取締役 |
| 山中延郎 | 営業本部 西日本小売部門ディレクター | |

(注) 田島寿一、小川崇亨、飯田隆也及び山田芳一の4氏は取締役を兼務しております。

(2) 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

① 取締役の報酬等

取締役の主な職務は当社グループ全体の業務執行の監督であり、優秀な人材を取締役として確保するとともに、その監督機能を有効に機能させるための報酬体系とすることを当社の取締役報酬決定に関する基本方針といたします。取締役の報酬の構成は、基本報酬（社内取締役、社外取締役別）及びストックオプションとし、各報酬項目の水準及び構成比については、前記方針に沿った設定を行っております。また、執行役を兼務する取締役に対しては取締役としての報酬は支給しておりません。

② 執行役の報酬等

執行役は当社グループの業務執行の中核を担う経営層であり、優秀な人材を当社グループの経営層として確保するとともに、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させるための報酬体系とすることを執行役報酬決定に関する基本方針としております。執行役の報酬の構成は、基本報酬（役位別）、賞与（業績連動型報酬）、ストックオプション及び業績連動型株式報酬とし、各報酬項目の水準及び構成比については、業績及び株主価値への連動を重視し、前記方針に沿った設定を行っております。賞与（業績連動型報酬）については、各主要業績指標の達成率を基準として算定しております。業績連動型株式報酬については、在任期間と主要業績指標の達成率を基準として算定しております。

(3) 取締役及び執行役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人数 | 支給額 |
|----------------|------------|----------------------|
| 取締役 (社外取締役) | 5名 (5名) | 9,500千円 (9,500千円) |
| 執行役 | 7名 | 265,389千円 |
| 計 | 12名 | 274,889千円 |

- (注) 1. 執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しておりません。
2. 支給額には、平成29年1月30日開催の報酬委員会において決議予定の執行役に対する役員賞与120,000千円を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には、平成28年6月14日開催の報酬委員会において決議された執行役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に伴い、当事業年度において計上した役員株式給付信託引当金8,085千円を含んでおります。
4. 上記のほか、執行役3名の社宅賃借料を負担しております。当事業年度に係る負担額は、8,772千円であります。
5. 当事業年度末現在の人数は、取締役7名（社外取締役3名）、執行役7名であります。上記取締役の支給人数と相違しているのは、平成28年1月28日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）及び平成28年2月29日逝去により退任した取締役1名（社外取締役）を含んでいるためであります。

(4) 社外取締役に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

「(1)取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|---|--|
| 取締役 | Dannenberg Andreas Johannes (ダンネンバーグ・ アンドレアス・ ヨハネス) | 就任後開催された取締役会8回全て、監査委員会5回全てに出席しており、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を生かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 石澤 哲郎 | 就任後開催された取締役会8回全て、監査委員会5回全てに出席しており、専門知識と豊富な経験と幅広い知見を生かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役 | 米澤 幸夫 | 就任後開催された取締役会4回全て、監査委員会3回全てに出席しており、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を生かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

(注) 取締役太田垣立郎氏は平成28年1月28日就任後、平成28年2月29日逝去により退任いたしましたので主な活動はありません。

③ 社外取締役が当社の親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度において受けた役員としての報酬等の総額 該当事項はございません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|-------------------------------------|----------|
| 1. 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 35,000千円 |
| 2. 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 35,100千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法等に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社全社は当社の会計監査人以外の監査事務所の監査を受けております。
3. 当社監査委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、会計監査人の報酬等の額については同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、海外税務当局への証明業務について100千円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査委員会は、会社法第340条に定める監査委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分に係る事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の執行役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制等の整備について、取締役会で以下のとおり決議しております。

- ① 当社執行役及び子会社の取締役等並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会における審議、報告を通じて執行役の職務執行を監督し、法令・定款の適合性を確保する。

当社執行役会及び子会社取締役会にて、子会社の取締役等並びに使用人の職務執行を監督し、法令・定款の適合性を確保する。

また、当社執行役及び子会社の取締役等並びに使用人が法令遵守の精神に加え、企業理念に則った行動を行っていくというコンプライアンス体制を確立する上で、更にコンプライアンス教育に力を入れ、職務執行上の法令、定款適合性を確保する。

- ② 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の執行役及び使用人の職務執行に係る情報は、文書規程に従い遅滞なく文書化し、規程等に反していないかを内容確認の上、秘密漏洩防止にも留意し、文書規程に基づき適正に保存管理を行う。また、これらの情報については、文書規程に基づき閲覧できる。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程を整備し、重要な個々（経営戦略、業務運営、環境、災害等）のリスクについて対応策及び予防策を講じるとともにグループ全体のリスクを総括的に管理する体制を確保する。

- ④ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、「監督と執行の分離」の基本原則に基づく執行役への業務決定の委任等を行い、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、執行役の職務執行が効率的に行われる仕組みを確保する。

また、子会社においては、任命された代表取締役又は業務執行取締役が職務執行を行い、当社の執行役が監督する体制になっており、毎月で開催される執行役会議においては子会社の取締役も出席し、当社及び子会社より出される課

題に対する対応策の結論によって、職務執行に関して速やかな軌道修正を可能にする。

- ⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制については、業務分掌規程、職務権限規程に基づき報告される。当社は職務権限規程に基づき親会社として果すべき子会社への指導監督を行う。

今後もこの規程の見直しを継続し、当社業務及び子会社における業務の適正化を図っていく。

- ⑥ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項並びに監査委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査委員会の職務の補助すべき取締役として、監査委員会が指名した取締役をこれにあてる。
- 2) 監査委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を設置し、スタッフを任命する。
- 3) スタッフの独立性を確保するため、スタッフの任命、評価、異動等は、監査委員会の同意を得て行う。
- 4) 監査委員会の職務を補助する取締役及び委員会事務局は、その職務にあたっては監査委員会の指示に従うものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役及び使用人並びにそれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 監査委員会から質問、情報提供依頼があった時は、当社及び子会社の取締役、執行役及び使用人は速やかに回答する。
- 2) また、当社及び子会社の取締役、執行役及び使用人並びにそれらの者から報告を受けた者は、次のような場合には能動的に監査委員会に速やかに報告する。

- ・当社又は子会社に著しい損害が生じる可能性がある事実が判明したとき。
- ・当社又は子会社の取締役、執行役又は使用人に重大な不正行為や法令定款違反行為があることが判明したとき。
- ・その他当社又は子会社に大きな影響を与える可能性のある事象を認識したとき。

- 3) 当社及び子会社は上記の報告を行った取締役、執行役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査委員がその職務について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該監査委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
- ⑨ 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査委員会が策定する「監査委員会規程」・「監査委員会基準」に基づく独立性と権限により監査委員会の実効性を確保する。
 - 2) 監査委員は取締役、執行役及び使用人や内部監査人等と意見交換を行う機会を確保する。
 - 3) 職務の執行にあたり必要と認められた場合に外部専門家と連携できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社の業務の適正を確保する体制の最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- ① 当社執行役及び子会社の取締役等並びに使用人に対し、コンプライアンス意識の徹底を図るべく、研修を実施し、情報管理、ハラスメント等についての教育を実施いたしました。
- ② 取締役会を9回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定しております。また月次業績報告を受けた上で、四半期毎に開催する取締役会にて経営業績の分析・対策・評価を検討することにより、執行役の職務執行を監督及び法令・定款等への適合性を確保いたしました。
- ③ 執行役会は月に数回開催し、そのメンバーは執行役、各部門長及び子会社の取締役であります。また監査委員も必要に応じて出席しております。このようにして当社及び子会社の法令・定款の適合性、リスク管理及び経営課題について効率的に行われる体制を確保するとともに、当社及び子会社より出される課題に対する対応策の結論によって、職務執行に関して速やかな軌道修正を可能にしております。また、議事録を作成し文書規程に基づき適正に保存管理を行っております。

- ④ 監査委員会は7回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況の監査、取締役及び執行役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、事務局を設置し、監査委員の職務を補助する体制をつくり、監査委員会からの質問、情報提供依頼等に対応できる体制を可能にしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けております。平成17年10月期以降、誠に遺憾ながら無配を続けておりましたが、事業の再構築や商品・チャネル・顧客層・販売等を切り口としたブランド戦略を中心に経営改革を行い、収益力の向上及び財務体質の強化に取り組んでまいりました結果、配当を行うに足る収益・財務基盤が整ったと判断し、前期において復配することができました。

当年度は、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、平成28年7月15日に実施した中間配当20円と期末配当25円を合わせ、1株当たりの年間配当を45円とさせていただきます。

今後は安定配当を基本方針としつつ、業績動向、財務状況を勘案し、各年度の連結配当性向を20%~30%を目処とし、利益還元の強化に努めてまいります。



本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。そのため合計額等が一致しないことがあります。

連結貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|------------|--------------------------|------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 19,119,227 | 流 動 負 債 | 2,885,727 |
| 現金及び預金 | 1,904,977 | 支払手形及び買掛金 | 454,761 |
| 受取手形及び売掛金 | 884,113 | 短期借入金 | 200,000 |
| 商品及び製品 | 11,470,573 | 1年内返済予定の長期借入金 | 600,000 |
| 仕 掛 品 | 1,608,772 | 未 払 金 | 926,970 |
| 原材料及び貯蔵品 | 964,918 | 未 払 費 用 | 132,055 |
| 繰延税金資産 | 858,429 | 未払法人税等 | 50,617 |
| そ の 他 | 1,427,477 | 賞与引当金 | 211,878 |
| 貸倒引当金 | △35 | 役員賞与引当金 | 120,000 |
| 固 定 資 産 | 4,376,377 | そ の 他 | 189,444 |
| 有 形 固 定 資 産 | 2,484,323 | 固 定 負 債 | 12,350,257 |
| 建物及び構築物 | 776,198 | 長期借入金 | 9,100,000 |
| 機械装置及び運搬具 | 105,887 | 繰延税金負債 | 281,099 |
| 養殖設備 | 24,530 | 再評価に係る繰延税金負債 | 52,649 |
| 工具器具及び備品 | 483,409 | 退職給付に係る負債 | 2,644,504 |
| 土 地 | 1,079,182 | 役員株式給付引当金 | 8,085 |
| 建設仮勘定 | 15,116 | 資産除去債務 | 210,568 |
| 無 形 固 定 資 産 | 174,903 | そ の 他 | 53,350 |
| 投資その他の資産 | 1,717,150 | 負 債 合 計 | 15,235,984 |
| 投資有価証券 | 53,485 | 純 資 産 の 部 | |
| 長期貸付金 | 20,298 | 株 主 資 本 | 7,848,805 |
| 長期前払費用 | 135,407 | 資 本 金 | 100,000 |
| 退職給付に係る資産 | 289,141 | 資 本 剰 余 金 | 10,474,691 |
| 敷金及び保証金 | 1,185,000 | 利 益 剰 余 金 | 6,492,308 |
| そ の 他 | 34,111 | 自 己 株 式 | △9,218,194 |
| 貸倒引当金 | △294 | その他の包括利益累計額 | 294,084 |
| | | 土地再評価差額金 | 97,959 |
| | | 為替換算調整勘定 | 199,975 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △3,850 |
| | | 新 株 予 約 権 | 116,731 |
| | | 純 資 産 合 計 | 8,259,621 |
| 資 産 合 計 | 23,495,605 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 23,495,605 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年11月 1 日 至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 22,276,568 |
| 売 上 原 価 | | 7,751,358 |
| 売 上 総 利 益 | | 14,525,210 |
| 販売費及び一般管理費 | | 11,861,028 |
| 営 業 利 益 | | 2,664,182 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 1,045 | |
| 雑 収 入 | 34,474 | 35,520 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 162,953 | |
| 為 替 差 損 | 276,456 | |
| 雑 損 失 | 29,165 | 468,575 |
| 経 常 利 益 | | 2,231,127 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 12,227 | 12,227 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 2,218,899 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 81,113 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 123,958 | 205,071 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,013,827 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 2,013,827 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年11月 1 日 至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|------------|-----------|-------------|-----------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 100,000 | 10,820,336 | 5,295,971 | △ 9,716,087 | 6,500,220 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 2,013,827 | | 2,013,827 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △817,490 | | △817,490 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | △125,037 | △125,037 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | △70,462 | | 193,942 | 123,480 |
| 新株予約権の行使 | | △275,182 | | 428,988 | 153,805 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | △345,644 | 1,196,336 | 497,892 | 1,348,585 |
| 当 期 末 残 高 | 100,000 | 10,474,691 | 6,492,308 | △9,218,194 | 7,848,805 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 新株予約権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------------|--------------|------------------|-------------------|---------|-----------|
| | 土地再評価 差 額 金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 96,799 | 581,791 | △62,805 | 615,786 | 151,535 | 7,267,542 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | — | | 2,013,827 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | — | | △817,490 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | — | | △125,037 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | | | — | | 123,480 |
| 新株予約権の行使 | | | | — | | 153,805 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 1,159 | △381,816 | 58,954 | △321,702 | △34,804 | △356,506 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 1,159 | △381,816 | 58,954 | △321,702 | △34,804 | 992,079 |
| 当 期 末 残 高 | 97,959 | 199,975 | △3,850 | 294,084 | 116,731 | 8,259,621 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年10月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|--------------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
| 流 動 資 産 | 17,462,406 | 流 動 負 債 | 2,979,307 |
| 現金及び預金 | 1,185,326 | 支払手形 | 72,542 |
| 受取手形 | 20,621 | 買掛金 | 360,635 |
| 売掛金 | 1,203,340 | 短期借入金 | 506,878 |
| 商品及び製品 | 10,139,683 | 1年内返済予定の長期借入金 | 600,000 |
| 仕掛品 | 532,919 | 未払金 | 894,404 |
| 原材料及び貯蔵品 | 793,977 | 未払費用 | 116,868 |
| 前払費用 | 381,403 | 未払法人税等 | 43,925 |
| 短期貸付金 | 1,185,626 | 前受金 | 53,701 |
| 未収入金 | 887,155 | 預り金 | 25,086 |
| 繰延税金資産 | 828,123 | 賞与引当金 | 179,822 |
| その他の | 304,618 | 役員賞与引当金 | 120,000 |
| 貸倒引当金 | △391 | その他 | 5,441 |
| 固 定 資 産 | 4,779,664 | 固 定 負 債 | 12,161,916 |
| 有 形 固 定 資 産 | 2,106,670 | 長期借入金 | 9,100,000 |
| 建物 | 491,863 | 繰延税金負債 | 89,938 |
| 構築物 | 3,718 | 再評価に係る繰延税金負債 | 52,649 |
| 機械装置 | 26,095 | 退職給付引当金 | 2,655,197 |
| 船舶 | 19,771 | 役員株式給付引当金 | 8,085 |
| 養殖設備 | 8,888 | 資産除去債務 | 202,695 |
| 工具器具及び備品 | 465,836 | その他 | 53,350 |
| 土地 | 1,079,182 | 負 債 合 計 | 15,141,224 |
| 建設仮勘定 | 11,314 | 純 資 産 の 部 | |
| 無 形 固 定 資 産 | 161,258 | 株 主 資 本 | 6,886,155 |
| ソフトウェア | 149,754 | 資本金 | 100,000 |
| その他 | 11,503 | 資本剰余金 | 10,474,691 |
| 投資その他の資産 | 2,511,735 | その他資本剰余金 | 10,474,691 |
| 投資有価証券 | 53,485 | 利益剰余金 | 5,529,658 |
| 関係会社株式 | 1,074,253 | 利益準備金 | 25,000 |
| 出資 | 27,495 | その他利益剰余金 | 5,504,658 |
| 長期貸付金 | 225,368 | 中間配当積立額 | 10,892 |
| 長期前払費用 | 57,682 | 繰越利益剰余金 | 5,493,766 |
| 前払年金費用 | 365,032 | 自 己 株 式 | △9,218,194 |
| 長期未収入金 | 471,057 | 評価・換算差額等 | 97,959 |
| 敷金及び保証金 | 1,049,044 | 土地再評価差額金 | 97,959 |
| その他の | 4,741 | 新株予約権 | 116,731 |
| 貸倒引当金 | △816,425 | 純 資 産 合 計 | 7,100,846 |
| 資 産 合 計 | 22,242,070 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 22,242,070 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年11月 1 日 至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|---------|------------|
| 売 上 高 | | 20,090,820 |
| 売 上 原 価 | | 7,731,205 |
| 売 上 総 利 益 | | 12,359,614 |
| 販売費及び一般管理費 | | 9,794,223 |
| 営 業 利 益 | | 2,565,391 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 20,245 | |
| 受 取 配 当 金 | 75,691 | |
| 雑 収 入 | 23,436 | 119,373 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 165,326 | |
| 為 替 差 損 | 67,997 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 106,971 | |
| 雑 損 失 | 15,729 | 356,024 |
| 経 常 利 益 | | 2,328,740 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 4,525 | 4,525 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 2,324,214 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 45,047 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 163,200 | 208,248 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,115,965 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年11月 1日 至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|-------------------------|---------|----------------|------------------|-----------|----------------|------------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | |
| | | そ の 他 資本剰余金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | 利益準備金 | そ の 他 利益剰余金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 100,000 | 10,820,336 | 10,820,336 | — | 4,231,182 | 4,231,182 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | — | | 2,115,965 | 2,115,965 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | — | 25,000 | △842,490 | △817,490 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | — | | | — |
| 自 己 株 式 の 処 分 | | △70,462 | △70,462 | | | — |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 | | △275,182 | △275,182 | | | — |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | — | | | — |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | △345,644 | △345,644 | 25,000 | 1,273,475 | 1,298,475 |
| 当 期 末 残 高 | 100,000 | 10,474,691 | 10,474,691 | 25,000 | 5,504,658 | 5,529,658 |

| | 株 主 資 本 | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------|----------------|--------------------|------------------------|-----------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | |
| 当 期 首 残 高 | △9,716,087 | 5,435,432 | 96,799 | 96,799 | 151,535 | 5,683,767 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | |
| 当 期 純 利 益 | | 2,115,965 | | — | | 2,115,965 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | △817,490 | | — | | △817,490 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | △125,037 | △125,037 | | — | | △125,037 |
| 自 己 株 式 の 処 分 | 193,942 | 123,480 | | — | | 123,480 |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 | 428,988 | 153,805 | | — | | 153,805 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | — | 1,159 | 1,159 | △34,804 | △33,644 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 497,892 | 1,450,723 | 1,159 | 1,159 | △34,804 | 1,417,079 |
| 当 期 末 残 高 | △9,218,194 | 6,886,155 | 97,959 | 97,959 | 116,731 | 7,100,846 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(その他利益剰余金の内訳)

(単位：千円)

| | 中間配当積立金 | 繰越利益剰余金 | その他利益剰余金合計 |
|-------------------------|---------|-----------|------------|
| 当期首残高 | 10,892 | 4,220,290 | 4,231,182 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | | 2,115,965 | 2,115,965 |
| 剰余金の配当 | | △842,490 | △842,490 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | — |
| 当期変動額合計 | — | 1,273,475 | 1,273,475 |
| 当期末残高 | 10,892 | 5,493,766 | 5,504,658 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月19日

株式会社 T A S A K I

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 入山 友作 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TASAKIの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TASAKI及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年12月19日

株 式 会 社 T A S A K I

取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市之瀬 申 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 入山 友作 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TASAKIの平成27年1月1日から平成28年10月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成27年11月1日から平成28年10月31日までの第59期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、監査委員会事務局を指揮し、会社の内部監査部門等と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年12月20日

株式会社 T A S A K I 監査委員会

監査委員 石澤 哲郎 ㊞

監査委員 ダンネンバーグ・
アンドレアス・ヨハネス ㊞

監査委員 米澤 幸夫 ㊞

(注) 監査委員石澤哲郎、ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス及び米澤幸夫は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては指名委員会の決定に基づき、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|--|---------------------------------------|--|------------|
| 1 | たじま とし かず 田 島 寿 一 (昭和28年4月22日生) | 昭和53年4月 ジャーディンマセソン&カンパニー（ジャパン）リミテッド入社 平成2年3月 株式会社グッチジャパン入社営業本部長 平成9年4月 クリスチャンディオール株式会社入社取締役営業本部長 平成10年4月 クリスチャンディオール株式会社代表取締役社長 平成16年10月 LVJグループ株式会社フェンディジャパンカンパニープレジデント&CEO 平成21年1月 当社入社顧問 平成21年1月 当社取締役兼代表執行役社長CEO 営業本部ディレクター（現在に至る） 平成21年3月 LVJグループ株式会社社外取締役 | 70,400株 |
| 【取締役候補者とした理由】 ブランド構築、企業経営分野での専門的知識を生かし、当社グループの経営を統括し、業績を向上させることに寄与してきております。 今後も、これらの見識・経験を当社グループの経営に反映させるために取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |
| 2 | おがわ たか ゆき 小 川 崇 亨 (昭和53年7月21日生) | 平成13年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成20年1月 MBKパートナーズ株式会社入社 平成23年1月 当社社外取締役 平成23年11月 当社取締役兼執行役副社長COO 平成26年1月 TASAKI FRANCE S. A. S. 取締役（現在に至る） 平成26年7月 当社取締役兼執行役副社長COO 海外営業本部兼ヨーロッパ&アメリカ部門ディレクター（現在に至る） 平成28年6月 TASAKI UK LTD. 取締役（現在に至る） | 68,900株 |
| 【取締役候補者とした理由】 経営戦略・管理及び企業の活性化分野での専門的知識を有しており、当社グループの業務執行を統括し、業績を向上させることに寄与してきております。 今後も、これらの見識・経験を当社グループの経営に反映させるために取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|----------------------------------|--|----------------|
| 3 | いいだたかや 飯田隆也 (昭和28年2月20日生) | 昭和50年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成15年5月 当社へ出向経営企画室長 平成16年4月 当社入社経営企画室長 平成20年1月 当社執行役員管理本部管理室長 平成20年10月 当社代表取締役社長 平成21年1月 当社取締役兼専務執行役CFO 平成21年5月 当社取締役兼専務執行役CFO 管理本部ディレクター（現在に至る） 平成23年2月 塔思琦（香港）有限公司董事長（現在に至る） | 68,300株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>財務経理分野での専門的知識を有しており、当社グループの管理面における企業価値の向上に寄与してきております。</p> <p>今後も、これらの見識・経験を当社グループの経営に反映させるために取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |
| 4 | やまだよしかず 山田芳一 (昭和36年9月22日生) | 昭和58年4月 ゼニアジャパン株式会社入社 平成6年1月 プラダジャパン株式会社入社 平成13年6月 ケンゾージャパン株式会社入社 平成17年1月 ゴディバジャパン株式会社入社 平成21年1月 当社入社執行役員 平成21年1月 当社常務執行役 平成21年4月 田崎珠宝（上海）有限公司董事長 平成21年5月 当社マーケティング&マーチャンダイジング本部ディレクター 平成24年1月 当社専務執行役 平成24年10月 塔思琦（上海）商業有限公司董事長（現在に至る） 平成28年1月 当社取締役兼専務執行役CMO マーケティング&マーチャンダイジング本部ディレクター（現在に至る） | 21,000株 |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>マーケティング分野での専門的知識を有しており、当社グループのブランド構築、商品企画、広告宣伝を統括し、ブランドの成長に寄与してきております。</p> <p>今後も、これらの見識・経験を当社グループの経営に反映させるために取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 | 所 有 す る 当 社 株 式 の 数 |
|---|---|---|------------------------|
| 5 | Dannenberg Andreas Johannes (ダンネンバーグ・ アンドレアス・ ヨハネス) (昭和35年8月20日生) | 昭和62年12月 アド・メディア株式会社代表取締役 (現在に至る) 平成5年7月 トライメディア株式会社代表取締役 (現在に至る) 平成10年5月 サイバー・メディア株式会社代表取締役 (現在に至る) 平成10年8月 アド・イベント株式会社代表取締役 (現在に至る) 平成12年3月 アド・エクイティ株式会社代表取締役 (現在に至る) 平成12年4月 キャピタル・アイ・アール株式会社代表 取締役 (平成24年7月 AD-Asia 株式 会社へ社名変更 現在に至る) 平成12年6月 アド・コムグループ株式会社代表取締役 (現在に至る) ブランド・ヴィジョン株式会社代表取締 役 (現在に至る) 平成16年9月 AD COMM GROUP LIMITED (香港) 代表取 締役 (現在に至る) 平成18年2月 アド・メッド株式会社代表取締役 (現 在に至る) 平成18年8月 株式会社 Luxury Forum Japan代表取締 役 (現在に至る) 平成28年1月 当社社外取締役 (現在に至る) | — |
| <p>【社外取締役候補者とした理由】 ラグジュアリーブランドに関わる豊富な経験と高い見識を有し、長年にわたる会社経営の経験を通じて、国内・海外に豊富な人脈を有する等、当社グループの国内・海外における更なる企業価値向上についてご意見をいただいております、今後もこれらの見識・経験を当社グループの経営に反映させるために社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|-------|---|---|----------------|
| 6 | いし ざわ てつ ろう 石澤 哲 郎 (昭和50年6月7日生) | 平成15年4月 東京大学医学部附属病院心療内科入局 平成23年6月 早稲田大学統括産業医 平成23年9月 法務博士(司法試験合格) 平成24年4月 東京大学医学部附属病院心療内科医局長(助教) 平成26年5月 株式会社セントラルメディカルサポート代表取締役(現在に至る) 平成28年1月 当社社外取締役(現在に至る) | — |
| | <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>産業医としての経験と専門的見識に加えて、法務博士としての高い見識を有しておられ、これらの視点から、当社グループにとって有用なご意見をいただいております。今後もこれらの見識・経験を当社グループの経営に反映させるために社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> | | |
| 7 | よね ざわ ゆき お 米澤 幸 夫 (昭和22年8月31日生) | 昭和45年4月 株式会社大丸入社(現株式会社大丸松坂屋百貨店) 平成元年4月 株式会社大丸商品本部婦人服部長 平成12年1月 株式会社大丸退社 平成12年2月 株式会社ワイ・ネットプランニング代表取締役(現在に至る) 平成22年4月 杉野服飾大学特任教授(現在に至る) 平成28年5月 当社社外取締役(現在に至る) | — |
| | <p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>長年、ファッション業界に携わってこられた豊富な経験と専門的知識を有しておられ、当社グループの経営に客観的なご意見をいただいております。今後もこれらの見識・経験を当社グループの経営に反映させるために社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p> | | |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。
2. ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス氏、石澤哲郎氏及び米澤幸夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス氏、石澤哲郎氏及び米澤幸夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス氏は、アド・コムグループ株式会社の代表取締役であり、当社は、同社に対して平成27年に広告出稿等の委託取引を行っていましたが、当該取引金額の当社連結売上高に占める割合は0.1%未満であり、また、当該取引以外に、同氏が業務執行者である法人と当社グループとの取引はないため、ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス氏と一般株主との利益相反が生ずるおそれはなく、社外取締役としての独立性は確保されていると考えております。また、米澤幸夫氏は、平成12年1月まで当社の主要な取引先であります株式会社大丸(現株式会社大丸松坂屋百貨店)に勤務しておられました。退職から既に17年を経過している上、退職後、同社との関係はないため、米澤幸夫氏と一般株主との利益相反が生ずるおそれはなく、社外取締役としての独立性は確保されていると考えております。

- なお、当社で定める「社外取締役の独立性の判断基準」は38頁をご参照下さい。
- ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス氏及び石澤哲郎氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年間となります。米澤幸夫氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8か月間となります。
 - 当社は、ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス氏、石澤哲郎氏及び米澤幸夫氏との間で、賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏が社外取締役に選任された場合、各氏との間で上記契約を継続する予定であります。
 - 本議案が承認された場合、委員会の構成については以下を予定しております。
指名委員会：田島寿一、ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス、石澤哲郎
報酬委員会：田島寿一、ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス、石澤哲郎
監査委員会：石澤哲郎、ダンネンバーグ・アンドレアス・ヨハネス、米澤幸夫
 - 各取締役候補者の有する当社の株式数は、平成28年10月31日現在のものです。

第2号議案 補欠取締役1名選任の件

法令に定める監査委員の員数を欠くことになる場合に備え、指名委員会の決定に基づき、社外取締役全員の補欠として、補欠取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 |
|--|--|----------------|
| よし い ひで お 吉 井 英 雄 (昭和33年4月10日生) | 昭和56年11月 プライスウォーターハウス（現プライスウォーターハウスクーパース）入社 昭和62年3月 日本 公認会計士登録 平成10年3月 米国 公認会計士合格 平成12年3月 プライスウォーターハウスクーパース退社 平成12年4月 公認会計士吉井英雄事務所開設（現在に至る） 平成27年6月 株式会社テクノアソシエ社外監査役（現在に至る） | — |
| 【補欠の社外取締役候補者とした理由】 公認会計士としての経験と専門の見識を有しておられ、海外業務にも通じておられることから、これらの視点より、当社グループにとって有用なご意見をいただくため、補欠取締役として選任をお願いするものであります。 | | |

- (注) 1. 補欠取締役候補者と当社グループとの間に特別の利害関係はありません。
2. 吉井英雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 吉井英雄氏が社外取締役に就任された場合、監査委員としても就任予定であります。
4. 吉井英雄氏が社外取締役に就任された場合、吉井英雄氏との間で賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

〈ご参考〉 社外取締役の独立性の判断基準

当社は、社外取締役を選出するための独立性に関する具体的な基準を定めており、その内容は以下のとおりであります。なお、社外取締役候補者は全員この要件を満たしております。

次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断する。

- ①最近10年間に於いて、当社グループの業務執行取締役又は使用人となった事がある者。
- ②最近10年間に於いて、当社グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者であったことがある者。
*当社グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める当社グループへの売上高の割合が2%を超える者をいう。
- ③最近10年間に於いて、当社グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。
*当社グループの主要な取引先である企業集団とは、当社グループの過去3年間の各事業年度において、当社グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2%を超える者をいう。
- ④当社の議決権の10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間に於いて当該株主又は親会社もしくは子会社の業務執行者であった者。
- ⑤過去3事業年度のうち、いずれかの1事業年度当たり、法律、会計もしくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社グループから直接的に1,000万円を超える報酬(当社取締役としての報酬を除く)を受けている者。
- ⑥業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社グループからの寄付金が過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度当たり、1,000万円を超えかつ当該団体の総収入又は経常利益の2%を超える者。
- ⑦上記各号に該当する者の2親等内の親族。

以 上

株主総会会場のご案内

会場 神戸市中央区港島中町6丁目3番地2 (〒650-8550)

☎(078)302-3321

当社 TASA K Iビル2階ホール

ポートライナー市民広場駅から徒歩約5分

